北海道告示第 10839 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）第３６条の８第１項の規定による令和５年度登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和５年５月３０日

北海道知事　　鈴木　直道

１　試験期日

令和５年８月３０日（水）　午前１０時３０分から午後３時５５分まで

２　試験地

札幌市・旭川市・函館市・釧路市

３　試験科目及び試験方法

(1)試験科目

一　医薬品に共通する特性と基本的な知識

二　主な医薬品とその作用

三　人体の働きと医薬品

四　薬事に関する法規と制度

五　医薬品の適正使用と安全対策

(2)試験方法

試験は、筆記（マークシート）の方法により実施する。

４　提出書類

次に掲げる書類を各１部提出すること。

(1) 登録販売者試験受験願書

(2) 写真

（縦４．５センチメートル、横３．５センチメートルで、申請前６月以内に脱帽して正面上半身を撮影したもの）

裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載すること。

(3) 入力通知書

５　受験手数料

受験手数料は１８，２００円とする。

６　受験手続

(1)受付期間

令和５年６月６日（火）から同年６月２７日（火）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。郵送の場合は簡易書留とし、令和５年６月２７日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

(2)提出先

ア　道内（札幌市、旭川市、小樽市及び函館市を除く。）に住所を有する者は、最寄りの道立保健所（保健所支所）に関係書類を提出するものとする。

イ　札幌市、旭川市、小樽市又は函館市に住所を有する者は、住所地を所管する市立保健所に関係書類を提出するものとする。

ウ　道外に住所を有する者は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課に関係書類を提出するものとする。

７　問合せ先

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課薬務係

（電話番号０１１－２３１－４１１１内線２５－３３０）又は各保健所（保健所支所）

８　その他

(1)受験願書の提出後は、受験しない場合でも受験手数料を返還しない。

(2)試験会場は、受験者に送付する受験票により通知する。

(3)合格通知書の交付は受験願書等を提出した保健所で行い郵送による交付は原則行わない。（道外に住所を有する者は除く。）

(4) 試験会場に、受験者用の駐車場は設けない。